

中国の「民間貸借」 —インフォーマルなパーソナルファイナンス—

陳 玉雄
麗澤大学

要 旨

計画経済期の中国では、政府は有限な資金を都市部の工業建設に集中的に投入するため、金融を財政に統合し、資金配分を一元的に行うようになった。都市部住民の生活はある程度保証されたが、農業での収穫はぎりぎりまで吸い上げられた。この中、政府にとって比較的重要度が低い農村で互助的な「個人間貸借」が認められた。このような「個人間貸借」は一種の消費者金融である。

その後、「個人間貸借」は、「社隊企業」(後の「郷鎮企業」)、「个体戸」などの事業資金に「悪用」され、「民間自由貸借」となった。「民間自由貸借」は、民間の個人あるいは個人企業等の間に自然に発生した貸借関係を指す。しかし、これらの「民間自由貸借」は直接的な貸借関係の範囲が限られており、中間業者が求められるようになった。その需要に応じて現れた紹介者は最初情報などの提供のみを行い、そのうちに「紹介手数料」を取るようになった。また、その一部は紹介業務を自らの職業とし、「銀背」となった。さらに、「紹介手数料」に満足せず、積極的に資金を借り入れ、貸し出すものが現れ、いわゆる「銭荘」となった。最後に、一部の「銭荘」は政府が厳禁する預金業務まで行い、インフォーマルな「金融仲介業者」となった。

これらの資金の多くは、貸出先は個人でありながら、実際は事業に活用されている。政府は資源の集中に対する妨害を恐れ、消極的な態度を取ってきた。この中で、事業資金の調達に消費者金融に意図的に混同されるようになったのである。

このように、中国民営中小企業の資金調達に大きな役割を果たしてきた「民間貸借」は、消費者金融から出発し、対人信用を基本とするパーソナルファイナンスである。

はじめに

1953年から57年までの中国においては、農業、手工業および私営商工業に対していわゆる「社会主義改造」が本格的に展開された。56年から私営企業がほとんどなくなり、60年には一旦調整段階に入ったが、66年からの「文化大革命」期には自営業もほぼ消滅された[李虹霖 2008、75頁]。このように確立された計画経済システムは、政経一体の意思決定によって特徴づけられる。政府による一元的な資源配分の下、国営企業は要素調達、生産、販売などでの意思決定の権限がなく、単なる生産単位・工場あるいは売場となった。また、社会主義「生産力の向上」という最優先課題に奉仕すべき、労働者は労働能力を維持するための最低限の生活物資が支給され、農民は食糧供出を強要され¹、ともに消費者としての経済機能を持たなくなった。

「改革開放」になってから、まず農民による自発的な行動を認められ、「家庭請負責任制」という名の農業における家族労働が復活された。次に、集団労働で浪費された余剰労働力は、「副業」に従事することも認められ、これはいわゆる「个体労働」(個人による収入を伴う労働)である。一方、都市部ではこれまで就職先がなく強制的に農村に送られていた²が、70年代後半に都市に帰還した青年たちによる「个体労働」も、配置先がなく自助努力として認められた。これらは最初、家族メンバーのみによる共同労働であったが、資本主義的な詐取を伴わない弟子入れなどの形で従業員を雇うようになり、「个体戸」³となった。さらに、私営企業も、「個人企業」あるいは「赤い帽子をかぶった」(集団所有企業に成りすます)時期があった。個人企業と私営企業(従業員7名以下のものが個人企業、8名以上のものが私営企業)は、時期の差があるものの、ともに実質的な存在から出発し、後に「社会主義経済の補充」として追認され、最後に「社会主義経済の重要な構成」となったのである。このような「個人・私営企業」は、市場経済の新たな担い手として中国経済の市場化に大きく貢献してきた。

本稿では、これらの「個人・私営」金融業者の成立過程とその「個人・私営企業」の資金調達に果たす役割を検討する。第1節は、「民間貸借」の意味する範囲の変化を通じて、民間の自発的な金融活動の変遷過程を整理する。第2節は、「民間貸借」の規模を概観した上、その民営中小企業に果たす役割を追究する。第3節は、「民間貸借」に対する政府の対応を見ながら、そのパーソナルファイナンスからコーポレートファイナンスへの過程を明らかにする。

1. 「民間貸借」の形成と発展

中国においては、「民間貸借(中国には借貸という)」を言うとき、使うものによってそのイメージが異なるだけでなく、それぞれ意味するものも違ってくる。「民間貸借」は、民間における貸借関係を指す。それは、大きく各種の金融仲介業者をを介する間接的なものと仲介業者を介さない直接的なものとの二つに分けることができる。そのうち、直接的なものも、知り合いの範囲内における相対方式の直接貸借の他に、個人あるいは紹介業者を通じて行われるものを含む。さらに、後述の経緯でフォーマルな金融機関を通じて行われるもの以外の、すべての金融業者、金融業務および資金調達も「民間貸借」と称されている。すなわち「民間貸借」は、「民間金融」⁴全体を指す場合も少なくない。「民間金融」は、

民間における貸借関係以外に、「質屋」、日本の無尽に相当する「合会」などの形態をとっている。また、多数なものから無認可に資金を調達する「民間集資」活動、外為、手形などの無認可の金融市場（イチバ）も存在している。

本研究では特に説明しない限り、「民間貸借」は狭義のもの、すなわち紹介者を通じて行われるものを含め、個人あるいは企業間の直接的な貸借関係を指す。その他に、仲介者を介する間接的なものを含め個人あるいは企業間の貸借関係を、広義の「民間貸借」とする。また、フォーマル金融以外のすべての金融業者、金融業務および資金調達を「インフォーマル金融」と総称する。以下は、「民間貸借」の形成・発展の過程を見る。

(1) 「個人間貸借」

もっとも狭義の「民間貸借」は「個人間貸借」であり、そのうちの無利息のものは計画経済期においても、互助的あるいは救済的なものとしてその存在が認められていた。しかし、特に「文化大革命」期のように「貧しければ貧しいほど革命的になる」という風潮の中で、ごく親しい仲間以外には持っている金を見せないの是一种の保身策ともなっていた。政府は、計画経済期において基本的に生産に直接貢献しない消費と消費者金融を否定し、「他人の労働成果を搾取する」利息を全面的に禁止してきた。また、一元的な財政配分システムの下、企業による資金調達の必要性がなくなり、商業銀行が中央銀行である中国人民銀行の一部門となった。さらに、唯一の銀行となった中国人民銀行でさえも、一時期財政部（日本の財務省に近い）の中に移転され財政部と一体化された。このように、経済の計画化に伴い金融部門全体が消滅された中、唯一個人への救済的な貸出が認められていた。しかし、あくまでも親しい仲間の間における生活困難者に対する救済的な貸出に限定され、自然人の間における直接的な貸借であった。

(2) 「民間自由貸借」

次に、「民間自由貸借」（「自由貸借」ともいう）は、民間の個人あるいは個人企業等の間に自然的に発生した貸借関係を指す。「民間自由貸借」は、貸借双方が第三者を介することがなく、基本的に直接的に行われるものである。これは、個人間における個人の責任で行われた貸借関係を意味する。その資金は個人の救済に限定されず一般的な消費にも使われるようになった。そのため、1980年代にはしばしば「資金の浪費」、「贅沢」などと批判された。

これらの批判の傍らに、「個人・私営企業」も「民間自由貸借」を通じて事業資金の調達に乗り出した。「個人・私営企業」は、その存在自体が認められない時期もあり、資金、原材料および技術などの調達においてかなり制限されていた。資金面では、企業自体の歴史が浅いこともあり、国営専業銀行・国有商業銀行を中心とするフォーマルな金融機関から、資金を調達することは容易なものではなかった。この中で、「私営・個人企業」、とりわけ創業してから間もないものは、インフォーマルな「個人・私営」の金融業者から資金を調達せざるを得なかったのである。その中で「民間貸借」の定義が変化してきた。まず、無限責任を基本とする「個人企業」は、法人資格を持たず銀行から借り入れることができず、また家庭副業の性格があり個人・家族間の「民間自由貸借」から資金を借り入れるのが自然の流れであっ

た。次に、そのうち私営企業やその他の企業も、企業主あるいは株主が個人名義での事業資金を借り入れるようになった。また、企業間における貸借関係、企業名義による個人からの借入までに、「民間貸借」が拡大解釈されるようになった。なお、企業名義による個人からの借入の場合、その資金調達活動が「不特定多数」から預金を受け入れる銀行業務あるいは後述の「違法集資」とされる可能性があり、その場合企業が取締りリスクを冒すことになる。2003年5月に河北省徐水県にある大午農牧集団孫大午会長が「預金の違法受入」の疑いで逮捕されたのはそのためである（陳玉雄 2010、202頁）。さらに、特定の個人・企業間のネットワークを超えた貸借も、「銀背」、「銭中」などと呼ばれている紹介者を介して行われるようになった。「銀背」、「銭中」などは、遊休資金を貸出していた個人から発展した個人貸金業者であり、自己資金を中心に貸し出すとともに、民間の貸借双方を常時的に紹介する個人金融業者である。これらの個人金融業者は、当初自らの資金で対応できないものを自らの情報ネットワークを活用して手数料なしで紹介したと考えられるが、そのうち手数料を取るようになり、それを自らの職とするようになったのである。

江曙霞ほかによると、「民間自由貸借」はどの地域にも存在するものである。ただし、経済が比較的に発達した東部地域では民間貸借の資金使途は主に生産活動になるが、比較的遅れている西部地域ではその資金が冠婚葬祭などの大型消費に使われている（江曙霞・馬理・張純威 2003、47頁）。もちろん、そのうちの一部は、政府による取り締まりリスクを冒し、自己資金（自らの返済能力）を超えて自らの責任で資金を借り入れるものも出てきた。この場合、「銀背」などの名のままで実質的に下記の「銭荘」になったのである。

(3) 「銭荘」など

広義の「民間貸借」は、個人および「銭荘」などのインフォーマルな金融仲介業者を介する、個人・企業間における貸借関係を指す。1980年代からの「銭荘」⁹などは、ほとんど上記の紹介業務を行う個人金融業者、すなわち金融紹介業者から発展したものである。金融紹介業者は、自己資金での貸出の他にあくまでも貸借双方の紹介により手数料を得るだけであり、リスクを負わない。また、貸出側からの連帯保証要求を受け入れる⁶時もあるが、基本的に貸借双方の自己責任の下で紹介のみを業務とする。これに対して、仲介業者「銭荘」は、自己責任で常時に資金を借り入れ、貸出を行う。この意味で、前者は基本的に「直接金融」、後者は「間接金融」だと言える。なお、この時期には「銭荘」などの活動が活発になるが、「民間自由貸借」も引き続き社会の隅々まで普遍的に行われている。「銭荘」は、取り締まりを逃れるため自らの資金調達を銀行にしか認められていない預金業務ではなく、借入（すなわち正当な「民間貸借」）であると主張する。しかし、一部には一時的な資金不足を補うため地域の有力者から資金を借り入れる場合もあるが、その業務は基本的に常時に利率を提示し、資金を「不特定多数」から受け入れるものであり、実質的に預金業務であると考えられる。また、その一部は自らを社会主義原則に合致する協同組合組織だと主張し、「農村合作基金会」、「金融服務（サービス）社」あるいは「城市信用合作社」に名乗っていた。これらのものは、通称「地下銭荘」の業務と変わるところがなく、本稿では「銭荘」などと呼ぶことにした。

このように、親しい個人の間における生活困難者を救済する「個人間貸借」は、「改革開放」に先駆

けて比較的積極的に「民間自由貸借」となった。それは、消費者金融を基本としながら、「個人・私営企業」の事業資金の調達にも活用されるようになったものである。さらに、「民間自由貸借」を紹介していた一部のものは、自らがリスクをとって貸借双方を仲介する「銭荘」などとなった。表1は、この経緯を整理したものである。表に示された上記の狭義のものから広義のものに向かう「民間貸借」における貸借双方は、基本的に個人である。仲介業者の「銭荘」などは、個別の地域における個別な事例を除きほとんど個人業者である。本源的な資金の供給者として、「銭荘」の借入先は会社を営営するものが多いが、個人で「銭荘」と取引するのは一般的である。一方、「銭荘」を介したものを含めた「民間貸借」の資金は個人あるいはその会社の事業資金に使われる場合が多いが、「民間貸借」における資金の借入れは、後述の「民間集資」を除き一般的に個人の名義、個人の責任で行われている。まさに、パーソナル・ファイナンスそのものである。この原因は二つが考えられる。一つは、「銭荘」を含む「個人・私営企業」の現段階における「家業」的な性格によるものであろう(陳玉雄 2010、139～142)。いまひとつは、後述の政府の取り締まりを逃れるためである。

表1 「民間貸借」の定義の変化

名称	時期	資金使途	貸借範囲、金融方式
個人間貸借	計画経済期	個人の救済に限定	狭い範囲の親友による返済不能を覚悟した上での貸出
民間自由貸借	これまで散見されたが、1970年代末から急増。	個人の互助的なものから、一般的な消費資金、さらには企業の事業資金へと発展	「銀背」などの紹介業者を介するものを含め、基本的に貸借双方の自己責任による直接金融
「銭荘」など	1980年代前半から	事業資金が主となる。一部には個人の消費資金として利用される。	「銭荘」などがリスクを取り、貸し手から資金を調達し、自らの責任で融資する間接金融。なお、前期の「民間自由貸借」が引き続き盛況を呈している

出所:筆者作成。

狭義の「民間貸借」(紹介者を通じて行うものを含めた直接的な貸借)は「高利貸」を除いて、インフォーマル金融でありながら経済発展に一定の役割を果たし、政府によってある程度認められている⁷。そのため、仲介業務を行う多くのインフォーマル金融業者が自らの業務を「民間貸借」だと主張し、地方政府および地域の人々もその役割を認め、結果的にそれらの業務が意識的に「民間貸借」に混同されるようになってきている。さらに、その他のインフォーマル金融も取り締まりを逃れるため「民間貸借」と自称している。それが中国のインフォーマル金融に対する認識における混乱の原因のひとつとなったのである。このような「民間貸借」が金融活動でありながら、ほとんど金融監督機関の中国人民銀行または中国銀行業監督管理委員会の許可なしに行われている。後述の1998年国務院が公布した「非法金融機構と非法金融活動の取締弁法」という条例によれば、一種の違法金融活動になる。

以下は、このような経緯で発生・発展した「民間貸借」の規模や民営中小企業の資金調達に果たす役割を見る。

2. 民営中小企業金融におけるパーソナルファイナンスの役割

「民間貸借」の規模について、これまで全面的な統計がなく、またインフォーマル金融自体の性格上の問題でその統計を取ることはほとんど不可能に近い。この中で、農村部における「民間貸借」はインフォーマル金融であるにもかかわらず、公的な研究機関によるものを含め継続的な統計データと調査報告が公表されている。また、中国における「民間貸借」とその他のインフォーマル金融に関する研究も、農村部で発生したものに集中しているのは現状である。このことは、中国政府にとって農村が比較的の重要度が低いためある意味で農民たちの自生自滅に任ず態度の表れでもあるだろう。その代表的なものは、中国共産党政策研究室と中国農業部（日本の農林水産省に相当）との共同調査事業の成果『全国農村社会経済典型調査数据彙編』である。表 2 は、これに基づいて筆者が作成したものである。

表2 中国農家の世帯あたり年間の資金調達

(単位:元、%)

年	資金調達 額a	(内)銀行・信用社か		(内)民間貸借		「合作基 金会」か	「個人 貸借」	その他
		金額b	b/a	金額c	c/a			
1986	302.11	109.00	36.1%	193.11	63.9%	-	-	-
1987	403.88	136.96	33.9%	266.92	66.1%	-	-	-
1988	506.78	148.75	29.4%	358.03	70.6%	-	-	-
1989	451.89	100.15	22.2%	351.74	77.8%	-	-	-
1990	408.73	105.35	25.8%	303.38	74.2%	-	-	-
1991	511.94	136.82	26.7%	375.12	73.3%	-	-	-
1993	840.05	180.74	21.5%	659.25	78.5%	36.95	607.20	15.10
1995	1,090.85	263.21	24.1%	827.64	75.9%	59.99	740.27	27.38
1996	1,307.32	332.82	25.5%	974.50	74.5%	48.41	902.04	24.05
1997	1,229.96	293.89	23.9%	936.07	76.1%	35.70	866.30	34.07
1998	1,319.47	276.49	21.0%	1,042.98	79.0%	45.56	975.88	21.54
1999	1,446.02	354.82	24.5%	1,091.20	75.5%	49.80	1002.92	38.48
2001	1,480.22	431.58	29.2%	1048.64	70.8%	11.55	1015.19	21.90
2003	1,414.25	369.05	26.1%	1045.20	73.9%	7.09	1015.96	22.15

出所:張曉輝(2001)主編、『全国農村社会経済典型調査数据彙編』、中国農業出版社。2001年、2003年は郭田勇、郭修瑞(2006)、『開放経済下中国農村金融市場博究研究』、経済科学出版社、216頁。

(注)民間貸借とは、個人およびインフォーマルな金融組織からの借入を指す。原資料は1991年までは民間貸借の借入額のデータしかなく、1993年からは民間貸借のうち個人貸借と「農村合作基金会」(「合作基金会」と略す)からの借入の額が示されるようになった。1992年と1994年のデータはない。「その他」は不明。資金調達額aは、銀行・信用社からb、「民間貸借」cおよび「その他」の合計である。「民間貸借」は、「合作基金会」からと「個人貸借」の合計である。なお、ここでいう「個人貸借」は本稿の「民間自由貸借」を指すと考えられる。

同表によると、中国農家の世帯あたり年間資金調達に占める「民間貸借」の比率は、1986年の63.9%から1987年の66.1%に高まり、以降70%台でおおむね上昇傾向にある。また、ここでいう「民間貸借」はほぼインフォーマル金融と同義に使われている。さらに、データのある93年以降の内訳をみると、「個人貸借」がほぼ90%以上を占めている。これは、前節に挙げた「民間自由貸借」を意味するだろう。このような行政レベルの高い政府機関による調査では、政府に認められている「個人間貸借」以外の「民間貸借」(取締対象となる紹介者・仲介者を通じて行われるものが多く含まれている)が調査対象の選定の段階から除外されるあるいは調査から逃れる可能性が高いと考えられる。なお、「農村合作基

金会」は、1980年代後半から旧「人民公社」の資産を管理するために設立されたものから発展した、郷(鎮)あるいは村が経営する協同組合名義の「錢莊」であった。日本の農林水産省に相当する農業部の積極的な推進によってある程度制度化されたが、最終的に1999年から全面的に閉鎖された。

このように、公的な機関による調査からも、農家の資金調達がインフォーマル金融に依存していることがわかるのである。農家の他に、中小企業の資金調達もある程度インフォーマル金融に依存していることとされるが、それに関する統計が整備されていない。

中国においては、フォーマル金融機関などを通じての資金供給には、三つの「偏在」がある。まず諸外国にも存在するが、より規模が大きい企業への資金偏在である。この問題は、1995年以降政府の「抓大放小(大きなものをつかんで小さなものを放す)」という国有企業改革方針の下でますます顕在化するようになった。また、2000年代に入ると雇用問題などで中小企業の役割が認識され、政策的に中小企業金融が以前より重要視されるようになったが、銀行経営における借手の規模による資金偏在に大きな変化が見られない。

2番目の偏在は、農村部にある企業や農業に対する、都市部にある企業への資金偏在である。1978年から1984年までの7年間に農村部へ年間平均83億元、合計で581億元の資金が流入し、それまでの農村部における資金不足問題はいくらか緩和されるようになった。しかし、1985年から1991年までの7年間に農村部から年間平均203億元、合計で1,421億元の資金が流出し、さらに1992年から1998年の7年間農村部から年間平均1,384.6億元合計で9,692億元の資金が流出していた(嚴善平 2002、79頁)。これによって、農村部における資金不足問題は増大されることになった。このことは、ある意味で計画経済期における農村資源を吸い上げ、都市部における工業建設を支援する仕組みの延長線上にある。政府が農村部におけるインフォーマル金融、とりわけ「民間貸借」に対して比較的宥和的な態度をとってきたのは、これが一つの原因であると考えられる。

そして、国有企業への資金偏在である。白石・矢野(2003、135～143頁)は、1993～98年の福建省における工業企業215社のマイクロデータを用い推定した。その結果、国有企業、外資系企業、その他(郷鎮企業⁸、私営企業を含む)の順に、内部資金に対する感応度が高くなり資金制約が厳しくなるという結果を得た。また末端の地方政府が所有する郷鎮企業の場合、準国有企業の性格を持つもので地方政府のバックアップを受けるものが多く、私営・個人企業に比べその資金調達が容易となる。このように、現存のフォーマル金融システムにより、国有、集団所有、私営・個人企業の順に資金が偏在してきた。この偏在は近年、ある程度緩和されてきたものの、消滅されたものではない。

現在、多くの銀行は「貸付担当者責任制」を取入れ大企業に対するサービスを強化するが、十分な担保を提供できない中小企業に対する貸し渋りが起こりやすい。そして、国務院発展研究センターの張承恵によれば、程度の差はあるものの、銀行には所有制差別という習慣が残っている。不良債権が生じたら、貸出先は国有企業であれば政策の責任にすることが可能であるが、貸出先が私営企業であれば貸出担当者が、相互信頼が薄い中利益供与が疑われその責任が追究される可能性が高くなる(張承恵 2002、3頁)。このような国有企業への資金偏在の結果、最も発展環境がよく私営企業が発展している浙江省における私営企業経営者に対する別の調査では、私営企業経営者の36%は、一番大きな経営問題が資金調達問題であり、銀行が政治リスクを回避するため返済能力が高い私営企

業よりも信用力の低い国有企業を選ぶ傾向があると答えた(張厚義、明立志 2000、157 頁)。これらは、中国経済全体の問題ではあるが、家庭農業と非国有中小企業を中心とする農村部においてはその影響がもっとも大きいと考えられる。

このように、フォーマル金融による資金供給には、規模的に大企業への偏在、地域的に都市部への偏在および所有制の面における公有、とりわけ国有企業への偏在が存在する。しかし、企業のパフォーマンスから見ると、資金が偏在してきた国有企業よりも、差別されてきた私営・個人企業の方がよかったのは事実である。これは、これらの民営中小企業には第二の資金調達ルートがあると考えられ、それはほかにならずインフォーマル金融である。

中央財政大学の研究グループは、学生の夏休み帰省を利用し全国のインフォーマル金融に対するアンケート調査を行った。表3は、「あなたが知っている地元の中小企業がインフォーマル金融を通じて調達した資金の規模」という項目の答えをまとめたものである。表から、全国の中小企業の外部資金調達の1/3強がインフォーマル金融から、そのうち2割弱の中小企業の調達額がフォーマル金融のそれと同じぐらいになることがわかる。しかし、同研究は、インフォーマル金融から資金を調達している零細企業を想定しておらず、最初からそれを選択項目からほとんど排除したのである。零細企業をいれると、インフォーマル金融が中小企業、とりわけ民営中小企業への貢献度がもっと高くなるはずである。

表3 中国17省中小企業によるインフォーマル金融からの資金調達の規模指数

地元中小企業が非正規金融と正規金融から調達した資金の比率	加重比率	選択比率	全国17省	東部7省	中部4省	西部6省
同じぐらい	100	18.28%	18.28	17.39	20.30	21.61
半分未満	50	26.10%	13.05	11.88	15.10	18.01
10%未満	10	45.28%	4.53	4.72	4.41	3.56
調達しない	0	10.34%	0.00	0.00	0.00	0.00
全体推測	-	-	35.86	33.99	39.81	43.18

出所: 李建軍ほか(2005)、『中国地下金融規模与宏観経済影響研究』、北京: 中国金融出版社、80頁。

注: 東部は遼寧省、北京市、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省を含む。中部は、黒竜江省、山西省、湖北省、湖南省を含む。西部は、内モンゴル自治区、陝西省、四川省、青海省、雲南省、貴州省を含む。

これに対して、フォーマル金融は、ここ数年住宅・自動車などの高額商品を中心に消費者金融業務をある程度展開しているが、その貸出が基本的に企業を対象とする。これは、「生産力の発展」を最優先課題とする政府の基本路線に従うものであるの他に、個人に対する信頼が低く、情報の蓄積が少ないことも考えられる。これに対して、インフォーマル金融はほとんど個人を相手とするパーソナルファイナンスである。その原因は、二つがあると考えられる。一つは、地域社会では人々の信頼が企業よりも個人あるいはその家族に置かれている。筆者は、日本などの「組織型ソーシャル・キャピタル」に対して、これをネットワーク型ソーシャル・キャピタルと呼ぶ(陳玉雄、2005)。いま一つは、インフォーマル金融との取引について、個人よりも企業対して政府が厳しい態度をとっている。また、インフォーマル金融業者の組織形態についても、企業などより個人の方が目立ちにくく、取締から逃れやすくなる。

以下は、これらの民間からの自発的なパーソナルファイナンス「民間貸借」に対して、政府がどのような対応をとってきたかを整理してみる。

3. 政府の対応と「民間貸借」の発展

1950年代半ば、農業合作運動に伴って、民間における月1.5%以上の貸借が高利貸とされ、取締の対象となった。さらに、都市部全体が行政機関、国有企業などの「単位」、農村部全体が「人民公社」に編成され、経済活動が基本的に国、集団の下に行われるようになった⁹。その中で、個人間における生活困難者に対する救済的な貸出を除き、「民間貸借」がほとんど消滅されたのである。しかし、1960年前後に農村部では1500万人と言われる餓死者が出て、政府も調整策を取らざるを得なかった。その後、政府はやはり重要度の高い都市部の工業などに力を集中すべき、いくつかの反覆と制限を伴いながら、農業支援の「社隊企業」、農家の「自留地」、家庭副業を容認する方向に向かった。当然なことではあるが、農家が「自留地」や副業を行うのは資金が必要となる。その中で、1970年代初頭から発生したいくつかの「民間貸借」のケースが報告されている。陳祥水・丁毓玲(1999、302頁)は、福建省晋江市益家村に対する調査で、この期間にも大きな「合会」倒産が発生した事を報告しており、計画経済期にも「合会」が存在したことを示唆している。

さらに、70年代末の農業の家族経営、都市と農村の個人企業の簇生は、「民間貸借」の多発につながったのである。これらは、計画経済期の救済的な貸借の延長線上にあった無利息の互助的なものも残されていたが、利息付のものが多く登場した。地域的に、西部地域が無金利あるいは「人情金利」¹⁰のケースが多いのに対して、東部地域は「正常金利」が多く見られる。これに対して、政府は初期に農家、個人企業及び社隊企業の資金調達必要性から、比較的積極的に積極的な態度をとった。以下は、その主な関連政策文書を取り上げ、政府の「民間貸借」に対する対応を見る。

(1) 積極的な容認

1981年5月、国務院は農業金融行政を兼務する中国農業銀行の「農村貸借問題に関する報告」を通達し、「農村貸借問題は、関係する範囲が広い。各地は、宣伝教育を強化するほか、報告が提案した(筆者注:民間)貸借に対する政策を参照し、地域の実際状況とにらみ合わせて、慎重に対処すべきだ」と指示した(鄭良芳1998、412~413頁)。なお、中国農業銀行は、報告の中で以下の3点を提案した。すなわち、①集団と社員、社員間の正当な貸借関係が(銀行・農村合作信用社の貸出の)補充として農業生産の発展に有益であり、その存在を認める。②社隊企業の社員からの借入に対する管理を強化する。必要がある場合社隊企業が社員から地元農村信用合作社のそれを超えない利率で資金を借り入れる。③個人間の正常貸借と農村の高利貸活動を厳格に区別し、利率がちょっと高いからと言って高利貸と見なしてはいけない(鄭韶、何曉星1998、43~44頁)。

1984年、中国共産党中央1号文件(年初に示された当年度の重要事項に関する指示)において、農民が互いの資金を集め各種の事業を起こすことを促進する旨が提起された。これを受け、8月最高人民裁判所は「民事政策や法律施行の若干問題についての意見」という通達で、「貸借の金利は、

国有銀行より適当に高くすることができる」と、曖昧な条件を付けながら「民間貸借」を認めた。

1991年8月最高人民裁判所の「人民裁判所における貸借裁判についての意見」は、「民間貸借の利率は銀行利率より適当に高くなってもよい。(中略)銀行同類貸出利率の4倍を超えてはならない」と規定した。その後、各地の裁判所は地方政府の影響をうけながらも、基本的にこの基準で「民間貸借」の合法性を判断する。しかし、2004年12月銀行の貸出金利の上限が撤廃された。これによって、裁判所による「民間貸借」が法律違反かどうかを判断する金利基準がなくなった。なお、その後の裁判の実例を見ると、中国人民銀行が公表している基準金利を国有銀行の貸出金利の代わりに使われていることが分かる。

この段階、主にフォーマル金融機関が対応しきれない資金需要の必要性という視点から、紛争処理に重点を置きながら、農業金融行政機関及び裁判所が中心となって自発的な「民間貸借」に対する実務的な対応であった。

(2) 消極的な取締り

しかし、1993年後半金融秩序の整頓運動において、金利に関係なくすべてのインフォーマルな金融に対して取締を行った。それ以降、中央政府は国有銀行に対する地方政府の影響力、フォーマル金融機関による不正を排除するとともに、「民間貸借」と称する様々なインフォーマルな金融機関・活動に対する取締りに乗り出した。

さらに、1997年のアジア金融危機の影響もあり、1998年7月、国務院が後述の「非法金融機構和非法金融業務活動取締弁法」(不法金融機関と不法金融業務・活動に対する取締条例)を公布し、「違法金融」を「中国人民銀行の許可を経ずすべての金融機関および金融活動」と定義した。その後、同条例に基づき厳しい取締り、裁判が展開された。

しかし、事態は一向に大きく改善されず、むしろこれまで表面化したものが地下に逆戻り、より一層把握しにくくなった。また、取締まりが強化された度に、そのリスク分に金利が上昇する結果を招いたのである。そこで、中国人民銀行は「民間貸借」が盛んに行われている農村部に、その需要を取り込みに乗り出した。その方法は、貧困対策を兼ねて、バングラデシュのグラミンバンクに代表されるマイクロ・ファイナンスの導入であった。その中心は農村信用合作社による「小額貸出」(マイクロ・ファイナンスを意味する)と国際機構が援助した貧困脱出プロジェクトであり、その共通点はグループによる連帯返済責任制をとることである。中国人民銀行は、1999年7月に「農村信用社小額信用貸款管理暫行弁法」、2001年12月に「農村信用合作社農戸小額信用貸款管理指導意見」を公表した。これらにより、「小額貸款」は農村信用合作社を中心にフォーマル金融機関の業務として促進されていた(孫若梅 2006、50～58頁)。しかし、これらは農村信用合作社の消極的な態度や国際機構のプロジェクトの終了に伴い、大きな成果を上げることができなかった。

(3) 取り込む

中国政府の「民間貸借」に対する態度が、取締りから取り込むへと変化した象徴的な出来事は、2005年5月25日中国人民銀行が「2004年中国地域金融報告」を公表したことにある。その中で、

「民間融資」(本稿の言う「民間貸借」)の積極的な一面を認め、「民間融資の補完的な役割を正確に認識しよう」と提起した。この前触れは、2003年中国共産党第16回全国代表大会で、「国内民間資本の市場参入を緩和する」と謳ったことである。また、農村信用合作社による「小額貸出」の不振を受け、2005年から中国人民銀行は山西、陝西、四川、貴州、内モンゴルの5省(自治区)で預金を受け入れず貸出業務に集中する「小額貸款(貸出)公司」の実験を行い、2006年末まで7社が設立された。

これらの動きに対して、2003年に中国人民銀行から分離・新設された中国銀行業監督管理委員会は、2006年12月に村鎮銀行、農村資金互助社、貸款(貸出)公司などの新型農村金融機関の新設を促進することを決定した。村鎮銀行、貸款公司、農村資金互助社はそれぞれ、2007年末には19行、4社、8社の開業が承認されただけであるが、2008年末には91行、6社、10社が開業している(桑田2009、72～73頁)、また、2009年6月末には100行、11社、7社が設立された(岡崎2009、26頁)。村鎮銀行は2008年に急増し、その後勢いが衰えたことが分かる。銀行業監督管理委員会の認可を要しない「小額貸款公司」の実験は全国に広げられ、2009年3月まで583社が開業している(岡崎2009、27頁)。その他に、都市部では2004年あたりから「抵押(抵当)貸款公司」、信用保証会社が設立され、不動産を担保に貸出業務を行っている(馮興元2006、158～159頁)。馮は、これを「組織化した銀背」と呼んでいるが、これらに対する政府は今のところ明確な態度を示していない。

また、これらに先駆けて中国初の農民資金合作社とされる「榆樹台百信農民合作社」が2004年に農民たちが自発的に、吉林省梨樹台鎮に設立された。ほぼ同じ時期に山西省、江蘇省などでいくつかの「互助基金会」の事例が報告されている(于麗紅2009、282～308頁)。安徽省には、「親友互助会」の設立が報告されている。

これらの農村新型金融機関について、王曙光(2008、6頁)は、株主が村鎮銀行、農民資金互助社の5%以上の株を持つには中国銀行業監督管理委員会の許可が必要になる規定を、個別株主による支配を排除する効果があると主張している。しかし、村鎮銀行の場合同時に筆頭株主銀行による20%以上の持ち株がその設立の必要条件となっている。これは、既存銀行による単独支配体制を意味する。村鎮銀行は、筆頭株主のコントロール下になる他、貸款公司是既存銀行の100%出資となっている。また、計容は政府、ならびにその一部門の銀行業監督管理委員会はそれらのものを規範化する意図がある(計容2007、271～276頁)、岡崎も新型農村金融機関の新設には、インフォーマル金融をフォーマル化する狙いがある(岡崎2009、28頁)と主張している。しかし、村鎮銀行は最大の出資者である既存銀行による20%以上の出資が必要であり、貸款公司是既存商業銀行ないし農村合作銀行(農村信用合作社の合併による新設)による全額出資に限定されている。また、すべての新型農村金融機関の自己資本比率は8%以上に設定されている。

このように、多くの学者は新型農村金融機関がインフォーマル金融のフォーマル化であると主張しているが、実際にはむしろフォーマル金融機関によるインフォーマル金融の囲い込みであるといった方が実態に近いと考えられる。

このように、中国政府のインフォーマル金融に対する態度から、二つの特徴を見出すことができる。一

つは、基本的に「下からの変革」を消極的に受け入れてきたことである。その受容は実体経済における「下からの変革」の受容より大きく遅れている。いま一つは、経済活動の血液の流れを司るとされる本格的な金融仲介における「下からの変革」を認めないことである。すなわち、民間組織による預金を受け入れて貸出を行う銀行業務を、ごく稀な事例を除き認めない方針を貫いてきた。これは、中央政府が100%出資または筆頭株主となる国有商業銀行、地方政府などがコントロールしている株式制銀行が圧倒的なシェアを握る中でも変わることがなかったのである。

また、国務院(内閣)は1998年7月に「非法金融機構和非法金融業務活動取締弁法」を公布した。第二条で「あらゆる不法金融機関および不法金融活動は取り締まらねばならない」と規定している。第三条で「人民銀行の許可なしに、預金、貸付、決済、手形割引、コール資金の融通、投資信託、金融リース、融資担保、外貨売買などの金融業務を営む機関およびその予備組織」を不法金融機関だと規定している。第四条で「人民銀行(筆者注:後に中国銀行業監督管理委員会。以下同)の許可なしに、①預金とその類似行為、②あらゆる名義での不特定多数のものを対象にする「集資」(資金集め)、③貸出、決済、手形割引、コール資金の融通、投資信託、金融リース、融資担保、外貨売買、④中国人民銀行が認定するその他不法金融業務」を不法金融業務と規定している。①の「預金とその類似行為」になるかどうか、②の「集資」が不法かどうかを判断する基準は、資金の受入対象が「不特定多数のもの」であるかどうかによるものである。しかし、どの範囲が「不特定多数」になるかがはっきりしていない。また、③に列挙された金融活動がほとんどの金融活動を含めており、「④中国人民銀行が認定するその他不法金融業務」という恣意的な規定もあり、全体的に人民銀行の許可がない金融活動およびそれに従事するものはすべて不法となる。したがって中国人民銀行あるいは後の銀行業監督管理委員会の許可なしで行われるすべての金融活動とその組織は「地下金融」となる。実際には、前述のように銀行による同類貸出の利率の4倍以下であれば、個人による貸出は正常な「民間貸借」とされ、ほとんど取締りの対象にはならないのである。しかし、実際の運用ではプレを伴いながらも、以下の3つの基準を見出すことができる。

① 「不特定多数」のものを対象にした資金調達を認めない

預金業務は政府が絶対に譲ることのできない一線となっており、政府による「銭荘」取締の理由ともなっている。また、「貸付会社」には自己資金による貸出は既に認められるが、既存銀行による株式支配が設立の必要条件となり、その預金業務の可能性を最初から摘み取ったのである。これは、日本でいえば銀行による商工ローン会社・消費者金融会社の設立であるといえる。

また、中国政府は正常な「集資興業」を認めるものの、「乱集資」を認めない態度をとっている。正常な「集資」と「乱集資」の区別について、同じく1998年国務院が公布した「整頓乱集資乱批設金融機構和乱弁金融業務实施方案(乱集資、金融機関をむやみに設立することおよび金融業務をむやみに行うことの整頓に関する実施細則)」によれば、「乱集資」とは、許可を得ず、社会において「不特定多数」のものを対象とする集資活動を指す。利息付借入れ、株式(株式取引所に上場したもの以外の無認可のもの)などの方式で集資、会社設立の名目での変種集資などを含むと言う。すなわち、特定対象からの「集資」は許可が得られるが、無許可の「集資」がすべて取締り対象の「乱集資」となる。また、最初から「違法占有」を目的とする詐欺を手段に「集資」したものは「集資詐騙(詐欺の意)罪」に

当たるとなっている。このような「民間集資」のうち、中国人民銀行、地方政府の許可を得て行うものもあれば、無許可で行うものもある。また厳密的に言えば、地方政府の許可が得ても中国人民銀行（あるいは中国銀行業監督委員会）の許可がなければ「非法金融」、すなわち取締の対象であるインフォーマル金融となる。

政府は、頑として「不特定多数」を対象とする「乱集資」を認めないのは、預金業務と同様生産資金に対するコントロールを失うことを恐れているためであろう。

② 「高利貸」を認めない

一般に「人情金利」、「正常金利」及び「高利」という三つの水準の金利が存在する。これらに対応して、「民間貸借」が「白色貸借」、「灰色貸借」と「黒色貸借」に分けられている。「白色貸借」は正常な経済活動と見なされるが、「黒色貸借」は違法とされる。「黒色貸借」と中間形態の「灰色貸借」の区別は、主に中国人民銀行が公表する一年もの貸出の基準金利と上記の最高人民裁判所の通達に基づき行われる。しかし、前述のように「灰色貸借」も取締対象になる可能性がある。

③ 重要性の低いところが先に自由化する

時期によって政府のインフォーマル金融に対する態度が変化しているが、全般的に農村部より政府にとって重要な都市部におけるもの、個人より企業などの組織によるものに対して厳しい態度で臨む。その取締対象は、資金調達側と資金運用側の双方にわたっている。調達側に対するものは、最初から詐欺を目的とするものを除き、①で見たように「違法集資」と「無許可預金業務」の二つがあり、その判断基準は借入先が「不特定多数」になるかどうかである。資金運用側に対するものは、主に②で見た金利規制である。表4は、企業と農家による借入と金利を比較したものである。表から、農家に対する貸出は、銀行・信用社の場合が企業に対するそれより金利が低い。それは、銀行・信用社が企業を中心に貸出を行うが、農家に対しては政策的に利率優遇融資を行うことによるものであろう。逆に、「民間貸借」の場合農家に対する貸出の方は企業のそれより金利が高くなる。これは、政府の取り締まりが緩和された中、農家に対する貸出が少額の一方、貸出期間も短くなるためだと考えられる。

表4 企業と農家の借入金利(2000～2004年) (単位:%)

年	企業(100社)の借入先		農家(1000世帯)の借入先	
	銀行・信用社	民間貸借	銀行・信用社	民間貸借
2000	6.9	12	5.6	16.8
2001	6.9	12	5.6	20
2002	6.9	13	5.6	22
2003	6.9	15	5.6	24
2004	7.25	19	5.8	25

出所: 于麗紅(2009)、『中国農村二元金融結構研究』、中国農業出版社、97頁。

注: 中国人民銀行上饒市中心支店の調査による平均金利である。

このように、政府は実体経済における「改革」より遅れながら、金融面における「下からの変革」を部分的に受け入れてきたのである。この中で、政府は重要性の低い農村における「民間貸借」や個人に比較的宥和的な態度をとり、インフォーマル組織による金融仲介、投機、高利貸及び「不特定多数」を対象とする預金、「集資」に厳しい態度で臨む。このような政府態度が一つの原因となり、コーポレ

ートファイナンスはパーソナルファイナンスの形をとって行われてきたと言える。

終りに

中国では、社会主義的な「生産力の発展」を促進すべきフォーマル金融機関は、企業、とりわけ国有大企業を中心に資金を供給してきた。また、重点建設、国有大企業などへの資源の集中を図り政府は基本的にインフォーマル金融を認めないが、重要度の低い農村部における狭義の「民間貸借」を容認してきた。すなわち、政府は資源の集中に対する妨害を恐れ、民間企業による金融業への参入、フォーマル金融機関による民営中小企業・消費者への融資に消極的な態度を取ってきた。一方、個人間の助け合いの意味もあり、パーソナルファイナンスを認めている。

実際に、インフォーマル金融のうち企業による借入が「非法集资」、貸出が「違法金融活動」になる恐れがある。これに対して、個人間の「個人貸借」は「高利貸」以外に、個人による消費資金・個人事業資金の借入が最初から詐欺を目的とするものや、「不特定多数」を相手とするものを除き、ほとんど正常な経済活動とみなされてきた。

この結果、中国の民営中小企業の資金調達がパーソナルファイナンスによるところが大きい。多くの企業調査によって、中国における民間企業の資金調達に占める「自己資金」（「自己調達」とも言う。株主資本）のウェイトが大きいことがわかる。それらの「自己資金」中には、創業者または株主が個人名義で借り入れたものを含む場合が多い。

（注）

¹ 集団労働の下、収穫した食糧等はまず政府に供出してから、残った分を集団内の各世帯に分けることになる。政府は、農民たちが供出した食糧等を都市市民に配給する。そのため、1960年前後に1500万人と言われる餓死者はほとんど農民であった。なお、現在は多少緩和されているものの、1950年代後半から「戸籍」制度の下で農民は大学に入学するなど稀なケースを除き、都市市民と結婚することを含め市民になることは不可能であった。

² これは「農民の再教育」を受けるという名義で、いわゆる「上山下郷運動」である。その数は3000万人と言われている[丸川 2002、11～12頁]。

³ 中国でいう「个体戸（「戸」は世帯の意味）」は、日本で「自営業」、「個人企業」と訳されている。農業以外の副収入を狙う「家庭副業」として個人あるいは家族労働から出発したが、その後2名さらには5名までの弟子入れが認められ、現在は従業員7名までの家内企業を指す。しかし、2003年筆者が福建省のある「個人企業」を訪問した時、その従業員が50名以上になることを知り驚いたが、その経営者は「私営企業」になると銀行が融資してくれるかもしれないが、登録を変える時の手続きが煩雑になる一方、税務署、工商管理局などの付き合いも多くなると説明した。

⁴ 中国で、フォーマル金融機関がほとんど公的金融機関であった一方、インフォーマル金融は「民間金融」、「民間信用」、「地下金融」及び「非正式金融」・「非正規金融」（非公式金融の意味）などと呼ばれている。また、公的金融機関による金融が人間の血液循環に譬えられ「資金の体内循環」とされるのに対して、インフォーマル的な資金の流れは「資金の体外循環」と呼ばれる（陳玉雄 2010、21頁）。

⁵ 一般的に、「銭荘」と呼ばれるものは、古代中国における銀と銅銭などの諸貨幣の両替から出発したが、その主要な業務が両替から商人への貸付、決済、さらには一部が内国為替へと変化していた。「銭荘」は清朝末、民国期に隆昌期を迎えたが、中華人民共和国になってからほぼ消滅された。また、1980年代になってからインフォーマルな金融仲介業者が一般的に「銭荘」と呼ばれる。その他に、日本

では「地下銀行」と言われる、銀行免許を持たない外国為替業者も「地下銭荘」と呼ばれている。なお、金融仲介業者の「銭荘」が法律に違反しているが、民営中小企業の資金調達などで経済発展に一定の役割があるとされる。一方の外国為替業者の「地下銭荘」が法律に違反する上、経済的な役割がほとんどなく、マネーロンダリングなどの犯罪とよく混同され、厳しく批判されている（陳玉雄 2010、111 頁・133 頁）。

⁶ この場合、紹介者が保証人を兼ると看做すべきである。

¹ 2000 年前後になっても、仲介業者を介したものを含め「民間貸借」に対する評価として、地方官僚の「合理不合法」という言葉を、筆者がインタビューの中でよく耳にした。なお、この場合「理」は、改革開放以降の中国の最優先課題である経済発展に役割があることを意味する。

⁷ 国有企業のほかに末端の地方政府がつくった集団所有制企業があった。農村部にある集団企業は社隊（人民公社とその下の生産大隊を指す）企業と言う。1984 年中国共産党中央委員会と國務院の認可をうけ、農牧漁業部（日本の農林水産省に相当）は「社隊企業の新局面を開くことに関する報告」を発表した。その中で「社隊企業」を「郷鎮企業」に改称し、同時に農民の個人経営や共同経営企業もこれに含めるようにした。その後、農村部における国有企業、外資系企業以外の企業をすべて郷鎮企業と称することにもなった（大塚、劉徳強、村上 1995、43 頁）。

⁸ 中国語の「単位」は、元来日本と同様に度量衡の計量基準を意味するが、計画経済段階では国・社会を構成する基本管理単位をも意味するようになった。1950 年代後半から、中国は全国民を何らかの「単位」に組織化し、国力を結集して工業化を目指した。この中で、都市住民は行政機関・廠（工場）など世帯主等の勤務先に編入された。農民も生産手段の供出が強制され、共産主義社会への移行を視野に入れたコミュン（共同体）——「人民公社」の社員となった。都市の「単位」は、政治・経済・生活などの人間社会のあらゆる機能を持たされたが、経済的に経営体として最も重要な意思決定権限を持たず、実質的に「都市企業」の一部門と化けたのである。その最も重要な機能は、職域としての本来の生産機能の他に、抱える従業員とその家族の管理や生活保障にあった。管理機能について、少なくとも 1990 年代初頭まで、飛行機に乗るにはもちろん、ホテルに宿泊する、列車に乗るのも、身分証明書の代わりに「単位紹介信」（出張者の職務、その出張の目的、期間および出張先が明記される出張証明書）は必要であった。

⁹ 「人情金利」は「互助性金利」あるいは「象徴性金利」とも呼ばれている。「象徴性金利」は、金利を取りたくないぐらいの親しい関係にありながら、金銭の貸借は金利付きのものであることが一般的な原則になっているため、象徴的に低い金利を取ることを指す。この金利付きの原則が、中国東南沿海部の人々の経済意識の変化を表し、興味深いものである。また、無金利あるいは低金利の場合、借入側は何らかのプレゼント（「礼物」という）で補うのは普通である。

参考文献

日本語文献

大塚啓二・劉徳強・村上直樹（1995）『中国のミクロ経済改革』日本経済新聞社

岡崎久実子（2009）、「中国農村金融制度改革の現状と課題——銀行業金融機関の再生と三農政策に呼応した取り組みの中間評価——」、日本銀行金融研究所 ディスカッション・ペーパー・シリーズ No.2009-J-16.

桑田良望（2009）『中国の金融制度と銀行取引——中国での金融機関利用の手引き 2009 年版』みずほ総合研究所

厳善平（2002）「農村金融の制度と実態」国際金融センター『中国の金融制度改革とその課題』財務省委嘱調査

- 孔麗(2008)編著『現代中国經濟政策史年表』日本經濟評論社
- 白石麻保・矢野剛(2003)「中国の漸進的金融改革——課題と展望」大西広・矢野剛 編『中国經濟の数量分析』世界思想社
- 陳玉雄(2005)、「中国の『民間金融』—ソーシャル・キャピタルの再形成と地域經濟の發展—」、『日本中小企業学会論集 第24号』、同友館
- 陳玉雄(2010)『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会
- 丸川知雄(2002)『労働市場の地殻變動』名古屋大学出版会

中国語文献

- 馮興元(2006)『中国鄉鎮企業融資与内生民間金融組織制度創新研究』大原：山西經濟出版社
- 計容(2007)「民間金融的規範之路——安徽省『興旺農民資金互助合作社』的個案研究」湯燙主編『草根金融的「煉獄」与「天堂」——全国地方金融第十次論壇文集』北京：中国金融出版社
- 江曙霞・馬理・張純威(2003)『中国民間信用——社会・文化背景探析』、北京：中国財政經濟出版社
- 李虹霖(2008)『基于創業視角的民營企業成長規律研究』北京：現代教育出版社
- 李建軍ほか(2005)、『中国地下金融規模与宏觀經濟影響研究』、北京：中国金融出版社
- 孫若梅(2006)『小額信貸与農民收入——理論与来自扶貧合作社的經驗数据』北京：中国經濟出版社
- 王曙光(2008)『草根金融』北京：中国發展出版社
- 張承惠(2002)「非正式融資：一個需要重新認識的問題」國務院發展研究中心『国研報告』編号：2002-162
- 張厚義・明立志(2000)『中国私營企業發展報告 1999』社会科学文献出版社
- 張曉輝(2001)主編『全国農村社会經濟典型調查数据彙編』北京：中国農業出版社
- 鄭良芳(1998)「信用合作篇」何光 主編『中国合作經濟概觀』北京：經濟科学出版社
- 鄭韶・何曉星(1998)『中国經濟体制改革 20年 大事記』上海辭書出版社